

（名称）加西市公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称

加西市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

加西市の公共交通は、市のほぼ中央にある北条町駅を中心に放射状に広がっており、北条鉄道（南～南東方向）、地域間幹線の路線バス（北西、東、南、西方向）、タクシー、そして加西市を東西方向に横断する中国自動車道で高速バスが京阪神・津山を結んでいる。市では、これらを補完する住民の市内の移動手段として、コミュニティバスを運行しているが、住民の公共交通利用は5%と低い一方で、住民の3割と推計される気軽に自動車を利用できない方（運転免許がない、または世帯に自動車がない）の日常生活における移動手段の確保を課題と捉えている。

平成29年度策定の加西市地域公共交通網形成計画に示す目指すべき交通サービスの確立のため、コミュニティバスねっぴ～号とはっぴーバスにより、気軽に自動車を利用できない住民の日常生活における移動手段を確保し、地域内の住民の交流を促進することで、地域の活性化を図るとともに、地域公共交通計画の策定に向けて準備を進める。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

コミュニティバスの路線の目標を次のとおりとする。

コミュニティバス等利用者数（ねっぴ～号、はっぴーバス及び地域主体型交通の年間利用者数27,400人/年（2017年）⇒30,000人/年（2022年）

（加西市地域公共交通網形成計画 P79 参照）

上記を踏まえて、各路線の利用者数の目標を下記に定める。

路線番号	路線	（実績） 2020.10～ 2021.9		（目標） 2022.10～ 2023.9
路線（1）（2）	はっぴーバス万願寺線①②	3,085人	⇒	4,000人
路線（3）	はっぴーバス若井線	1,591人	⇒	2,500人
路線（4）（5）	はっぴーバス芥田線①②	1,184人	⇒	1,500人
路線（6）（7）	ねっぴ～号市街地線①②	9,908人	⇒	12,000人
路線（8）	ねっぴ～号国正線	2,309人	⇒	2,700人
路線（9）（10）（11）	ねっぴ～号九会線①②③	3,345人	⇒	4,000人
	合 計	21,422人	⇒	26,700人

ただし、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、適宜目標の見直しを行うものとする。

（2）事業の効果

高齢者等の気軽にクルマを利用できない住民の日常生活における移動をコミュニティバス（ねっぴ〜号、はっぴーバス）で確保することにより、市内移動の自由度を高めることで活発な交流に基づく地域の活性化が期待される。

日常的にクルマを利用している住民に対しては、地域の将来の交通網のイメージを共有することで、市内における移動についても意識的に公共交通を利用する市民を増やし、クルマ利用からの転換を促すことで、公共交通全体の利用を促進する。

市内のコミュニティバス網整備により社会問題化している高齢運転者による交通事故の抑制効果にもつながり、安心安全な地域づくりが期待される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ はっぴーバス沿線の高齢者等への実態把握訪問調査や営業（一部運営受託 NPO 法人）
- ・ 鉄道、路線バス、コミバス等を網羅する加西市公共交通ガイド「かさいおでかけナビ」を作成、市内全戸配布（市・協議会）
- ・ バスロケーションシステムの導入（市）（加西市地域公共交通網形成計画 P67 参照）
- ・ ねっぴ〜号の時刻表及びルートの再編（市・協議会・運営受託者）
- ・ ねっぴ〜号の通勤・通学定期券の発行（運営受託者）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

加西市（なお、加西市から運行事業者へ委託する委託料については、運行経費から国庫補助金額を差し引いた差額分を負担する。）

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

申請番号 1～5 加西親栄自動車有限会社

申請番号 6～11 神姫バス株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論

・平成20年	5月26日	(第 1回)	協議会設立
・平成21年	3月 6日	(第 3回)	加西市公共交通総合連携計画を策定
・平成22年	7月 5日	(第 5回)	はっぴーバス導入方針決定
・平成22年1	2月 3日	(第 6回)	運行計画策定 (H23. 2. 1 運行開始)
・平成23年	6月 6日	(第 7回)	有償運行決定 (H23. 9. 1)
・平成24年	1月23日	(第 9回)	ダイヤ改正 (H24. 4. 1)
・平成24年	5月21日	(第10回)	本格運行への移行と事業の枠組
・平成25年	1月29日	(第11回)	本格運行への移行について
・平成25年	6月21日	(第13回)	加西市公共交通総合連携計画の見直しについて
・平成25年1	1月 8日	(第15回)	加西市公共交通総合連携計画の見直しについて
・平成26年	2月26日	(第16回)	加西市公共交通総合連携計画の改正案について
・平成26年	5月23日	(第17回)	H26 事業計画について (コミバス再編調査等)
・平成26年	8月20日	(第18回)	地域協働推進事業計画の承認
・平成26年1	2月22日	(第19回)	コミバス再編方針の確認について
・平成27年	2月 6日	(第20回)	コミバス再編案の確認について
・平成27年	2月23日	(第21回)	コミバス再編案修正の確認について
・平成27年	6月23日	(第22回)	H27 事業計画について (H28 コミバス事業)
・平成27年	8月27日	(第23回)	コミバス再編案について
・平成27年1	1月 9日	(第24回)	H27 事業計画 (補正) 等について
・平成28年	2月29日	(第25回)	路線バスのルート変更について
・平成28年	3月22日	(第26回)	地域主体型交通導入の手引きについて
・平成28年	6月22日	(第27回)	H28 事業計画について (H29 コミバス事業)
・平成29年	3月16日	(第29回)	コミバスの利用状況について
・平成29年	5月26日	(第30回)	H29 事業計画について (H30 コミバス事業)
・平成29年1	2月21日	(第32回)	地域公共交通網形成計画 (案) について
・平成30年	1月23日	(第33回)	地域公共交通網形成計画 (案) について
・平成30年	3月26日	(第35回)	地域公共交通網形成計画 (案) について
・平成30年	6月26日	(第36回)	H30 事業計画について (H31 コミバス事業)
・平成31年	1月28日	(第37回)	地域公共交通確保維持改善事業評価について
・令和 元年	6月27日	(第38回)	R元年度事業計画 (R2 コミバス事業)
・令和 2年	1月22日	(第39回)	地域公共交通確保維持改善事業評価について
・令和 2年	6月29日	(第40回)	R 2 年事業計画 (R3 コミバス事業)
・令和 3年	1月29日	(第41回)	地域公共交通確保維持改善事業評価について
・令和 3年	5月31日	(第42回)	R 3 年事業計画 (R4 コミバス事業)
・令和 4年	1月27日	(第43回)	地域公共交通確保維持改善事業評価について
・令和 4年	3月14日	(第44回)	R 3 年事業計画 (R4 コミバス事業) の変更について (書面決議)
・令和 4年	6月21日	(第46回)	R 4 年事業計画 (R5 コミバス事業)

21. 利用者等の意見の反映状況

利用者代表として加西市区長会の代表、加西市シニアクラブ連合会長に協議会委員として参加していただいているほか、NP0に委託して地域を回っていただくなど以下のような調査を実施している。

- 地域公共交通に関する住民アンケート（調査期間：平成23年4月1日～22日）
 - ・調査対象：交通不便地域に在住する住民 約800世帯
- はっぴーバス利用想定に対する実態把握訪問（調査期間：平成24年6月～11月）
- 高齢者の公共交通に関するアンケートの実施（平成26年5月）
- はっぴーバス住民会議の実施（平成26年8月30日）参加沿線住民60名
- コミバス利用状況把握のための乗降調査（平成28年10月・平成29年1月～2月）
- はっぴーバス沿線地域内高齢者等に対する実態把握訪問調査（平成29年2月～3月）
- 公共交通（鉄道・路線バス・コミバス）の利用状況調査（平成29年10月）
- 加西市コミュニティバス利用実態調査（令和3年3月）
- コミバス等利用者アンケート調査の実施（令和3年10月）

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	兵庫県北播磨県民局加東土木事務所
関係市区町村	加西市ふるさと創造部・都市整備部
交通事業者・交通施設管理者等	神姫バス(株)、北条鉄道(株)、加西親米自動車(有)、NP0 法人原始人の会、兵庫県バス協会、兵庫県タクシー協会、加西警察署、神姫バス労組
地方運輸局	神戸運輸監理部兵庫陸運部
その他協議会が必要と認める者	大学教授（有識者）、加西商工会議所、加西市社会福祉協議会、加西市区長会、加西市シニアクラブ連合会、市民委員

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地
 （所 属）加西市ふるさと創造部人口増政策課
 （氏 名）垣谷 直宏
 （電 話）0790-42-8700
 （e-mail）jinko@city.kasai.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります。）

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
兵庫県 (加西市)	加西親栄自動車(有)	(1) 万願寺線① (1便目)	道山郵便局前	孫町	中富口	往12.2km 復 12.2km	245日	122.5回			路線定期	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バスが運行する神姫バス(八千代小学校前イオンモール加西北条線)と接続	③
		(2) 万願寺線② (2～5便目)	中富口	孫町	中富口	往16.2km 循環	245日	980.0回			路線定期	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バスが運行する神姫バス(八千代小学校前イオンモール加西北条線)と接続	③
		(3) 若井線 (1～5便目)	中富口	釜坂峠口	中富口	往12.7km 循環	245日	1225.0回			路線定期	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バスが運行する神姫バス(八千代小学校前イオンモール加西北条線)と接続	③
		(4) 芥田線① (1便目)	血池上	東坂口	中富口	往 7.9km 復 7.9km	245日	122.5回			路線定期	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バスが運行する神姫バス(八千代小学校前イオンモール加西北条線)と接続	③
		(5) 芥田線② (2～4便目)	中富口	東坂口	中富口	往10.4km 循環	245日	735.0回			路線定期	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バスが運行する神姫バス(八千代小学校前イオンモール加西北条線)と接続	③
	神姫バス(株)	(6) 市街地線①	イオンモール加西北条	市役所正面前・加西病院	中富	往 7.6km 復 7.8km	245日	1837.5回			路線定期	①	バスステアがさい、他停留所にて、神姫バスが運行する補助対象幹線バス(姫路駅～南大宮～北条営業所線)及び「姫路駅～南山田～北条高業所線」と接続	③
		(7) 市街地線②	高連北条BS前	市役所正面前・加西病院	中富	往 8.6km 復 8.9km	245日	612.5回			路線定期	①	バスステアがさい、他停留所にて、神姫バスが運行する補助対象幹線バス(姫路駅～南大宮～北条営業所線)及び「姫路駅～南山田～北条高業所線」と接続	③
		(8) 国正線	イオンモール加西北条	市役所正面前・加西病院	東国正	往 15.5km 復 15.7km	245日	490.0回			路線定期	①	バスステアがさい、他停留所にて、神姫バスが運行する補助対象幹線バス(姫路駅～南大宮～北条営業所線)及び「姫路駅～南山田～北条高業所線」と接続	③
		(9) 九会線①	イオンモール加西北条	市役所正面前・加西病院・健康福祉会館	イオンモール加西北条	往 25.6km 循環	245日	245.0回			路線定期	①	バスステアがさい、他停留所にて、神姫バスが運行する補助対象幹線バス(姫路駅～南大宮～北条営業所線)及び「姫路駅～南山田～北条高業所線」と接続	③
		(10) 九会線②	イオンモール加西北条	市役所正面前・加西病院・健康福祉会館・さくらさき	イオンモール加西北条	往 27.3km 循環	245日	245.0回			路線定期	①	バスステアがさい、他停留所にて、神姫バスが運行する補助対象幹線バス(姫路駅～南大宮～北条営業所線)及び「姫路駅～南山田～北条高業所線」と接続	③
		(11) 九会線③	イオンモール加西北条	市役所正面前・加西病院・健康福祉会館・さくらさき・西瀬原	イオンモール加西北条	往 23.8km 循環	245日	245.0回			路線定期	①	バスステアがさい、他停留所にて、神姫バスが運行する補助対象幹線バス(姫路駅～南大宮～北条営業所線)及び「姫路駅～南山田～北条高業所線」と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
兵庫県 (加西市)	加西親栄自動車(有)	(1) 万願寺線① (1便目)	道山郵便局前	孫町	中富口	往12.2km 復 12.2km	244日	122.0回			路線定期	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バスが運行する神姫バス(八千代小学校前イオンモール加西北条線)と接続	③
		(2) 万願寺線② (2～5便目)	中富口	孫町	中富口	往16.2km 循環	244日	976.0回			路線定期	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バスが運行する神姫バス(八千代小学校前イオンモール加西北条線)と接続	③
		(3) 若井線 (1～5便目)	中富口	釜坂峠口	中富口	往12.7km 循環	244日	1220.0回			路線定期	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バスが運行する神姫バス(八千代小学校前イオンモール加西北条線)と接続	③
		(4) 芥田線① (1便目)	血池上	東坂口	中富口	往 7.9km 復 7.9km	244日	122.0回			路線定期	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バスが運行する神姫バス(八千代小学校前イオンモール加西北条線)と接続	③
		(5) 芥田線② (2～4便目)	中富口	東坂口	中富口	往10.4km 循環	244日	732.0回			路線定期	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バスが運行する神姫バス(八千代小学校前イオンモール加西北条線)と接続	③
	神姫バス(株)	(6) 市街地線①	イオンモール加西北条	市役所正通口・加西病院	中富	往 7.6km 復 7.8km	244日	1830.0回			路線定期	①	バスステアがさい、他停留所にて、神姫バスが運行する補助対象幹線バス(姫路駅～南大宮～北条営業所線)及び「姫路駅～南山田～北条営業所線」と接続	③
		(7) 市街地線②	高連北条BS前	市役所正通口・加西病院	中富	往 8.6km 復 8.9km	244日	610.0回			路線定期	①	バスステアがさい、他停留所にて、神姫バスが運行する補助対象幹線バス(姫路駅～南大宮～北条営業所線)及び「姫路駅～南山田～北条営業所線」と接続	③
		(8) 国正線	イオンモール加西北条	市役所正通口・加西病院	東国正	往 15.5km 復 15.7km	244日	488.0回			路線定期	①	バスステアがさい、他停留所にて、神姫バスが運行する補助対象幹線バス(姫路駅～南大宮～北条営業所線)及び「姫路駅～南山田～北条営業所線」と接続	③
		(9) 九会線①	イオンモール加西北条	市役所正通口・加西病院・つるぎ・健康福祉会館	イオンモール加西北条	往 25.6km 循環	244日	244.0回			路線定期	①	バスステアがさい、他停留所にて、神姫バスが運行する補助対象幹線バス(姫路駅～南大宮～北条営業所線)及び「姫路駅～南山田～北条営業所線」と接続	③
		(10) 九会線②	イオンモール加西北条	市役所正通口・加西病院・つるぎ・健康福祉会館	イオンモール加西北条	往 27.3km 循環	244日	244.0回			路線定期	①	バスステアがさい、他停留所にて、神姫バスが運行する補助対象幹線バス(姫路駅～南大宮～北条営業所線)及び「姫路駅～南山田～北条営業所線」と接続	③
		(11) 九会線③	イオンモール加西北条	市役所正通口・加西病院・つるぎ・健康福祉会館・さやのさい、西隣道	イオンモール加西北条	往 23.8km 循環	244日	244.0回			路線定期	①	バスステアがさい、他停留所にて、神姫バスが運行する補助対象幹線バス(姫路駅～南大宮～北条営業所線)及び「姫路駅～南山田～北条営業所線」と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
兵庫県 (加西市)	加西親栄自動車(有)	(1) 万願寺線① (1便目)	道山郵便局前	孫町	中富口	往12.2km 復 12.2km	243日	121.5回			路線定期	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バスが運行する神姫バス(八千代小学校前イオンモール加西北条線)と接続	③
		(2) 万願寺線② (2～5便目)	中富口	孫町	中富口	往16.2km 循環	243日	972.0回			路線定期	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バスが運行する神姫バス(八千代小学校前イオンモール加西北条線)と接続	③
		(3) 若井線 (1～5便目)	中富口	釜坂峠口	中富口	往12.7km 循環	243日	1215.0回			路線定期	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バスが運行する神姫バス(八千代小学校前イオンモール加西北条線)と接続	③
		(4) 芥田線① (1便目)	血池上	東坂口	中富口	往 7.9km 復 7.9km	243日	121.5回			路線定期	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バスが運行する神姫バス(八千代小学校前イオンモール加西北条線)と接続	③
		(5) 芥田線② (2～4便目)	中富口	東坂口	中富口	往10.4km 循環	243日	729.0回			路線定期	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バスが運行する神姫バス(八千代小学校前イオンモール加西北条線)と接続	③
	神姫バス(株)	(6) 市街地線①	イオンモール加西北条	市役所正通口・加西病院	中富	往 7.6km 復 7.8km	243日	1822.5回			路線定期	①	バスステアがさい、他停留所にて、神姫バスが運行する補助対象路線バス(「姫路駅～南大宮～北条営業所線」及び「姫路駅～南山田～北条営業所線」と接続	③
		(7) 市街地線②	高連北条BS前	市役所正通口・加西病院	中富	往 8.6km 復 8.9km	243日	607.5回			路線定期	①	バスステアがさい、他停留所にて、神姫バスが運行する補助対象路線バス(「姫路駅～南大宮～北条営業所線」及び「姫路駅～南山田～北条営業所線」と接続	③
		(8) 国正線	イオンモール加西北条	市役所正通口・加西病院	東国正	往 15.5km 復 15.7km	243日	486.0回			路線定期	①	バスステアがさい、他停留所にて、神姫バスが運行する補助対象路線バス(「姫路駅～南大宮～北条営業所線」及び「姫路駅～南山田～北条営業所線」と接続	③
		(9) 九会線①	イオンモール加西北条	市役所正通口・加西病院・ついで、健康福祉会館	イオンモール加西北条	往 25.6km 循環	243日	243.0回			路線定期	①	バスステアがさい、他停留所にて、神姫バスが運行する補助対象路線バス(「姫路駅～南大宮～北条営業所線」及び「姫路駅～南山田～北条営業所線」と接続	③
		(10) 九会線②	イオンモール加西北条	市役所正通口・加西病院・ついで、健康福祉会館	イオンモール加西北条	往 27.3km 循環	243日	243.0回			路線定期	①	バスステアがさい、他停留所にて、神姫バスが運行する補助対象路線バス(「姫路駅～南大宮～北条営業所線」及び「姫路駅～南山田～北条営業所線」と接続	③
		(11) 九会線③	イオンモール加西北条	市役所正通口・加西病院・ついで、健康福祉会館・さやのさい、西隣道	イオンモール加西北条	往 23.8km 循環	243日	243.0回			路線定期	①	バスステアがさい、他停留所にて、神姫バスが運行する補助対象路線バス(「姫路駅～南大宮～北条営業所線」及び「姫路駅～南山田～北条営業所線」と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	加西市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	33,600
交通不便地域等	2,535

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
2,535人	上若井町、下若井町、大内町、上道山町、下道山町、上万願寺町、下万願寺町、広原町、上芥田町、下芥田町	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

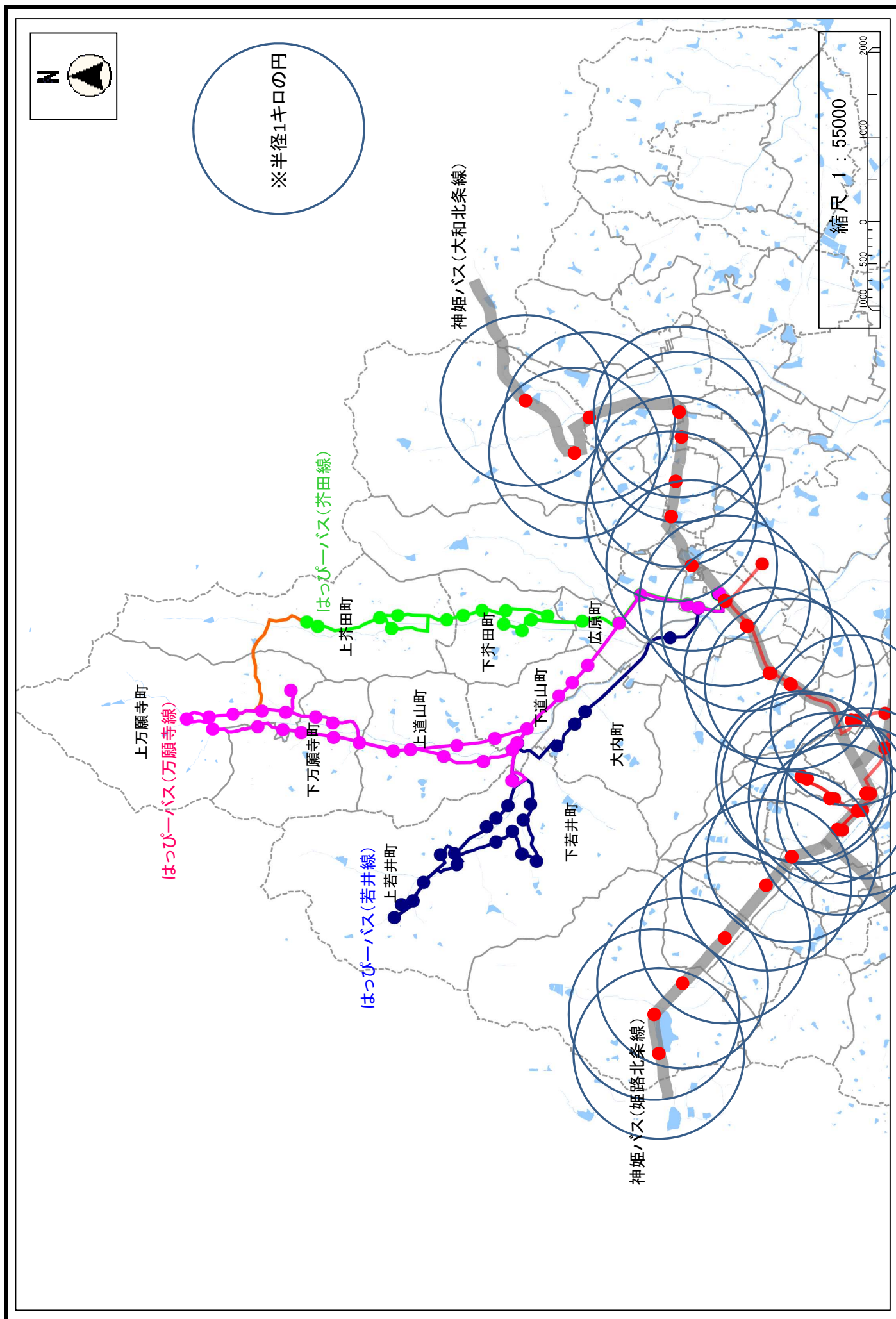
計画名	策定年月日	特例適用開始年度
加西市地域公共交通網形成計画	平成30年3月	平成30年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

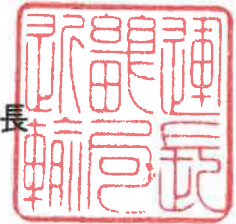


近運交交第25号

令和3年6月10日

加西市長 西村 和平 殿

近畿運輸局長



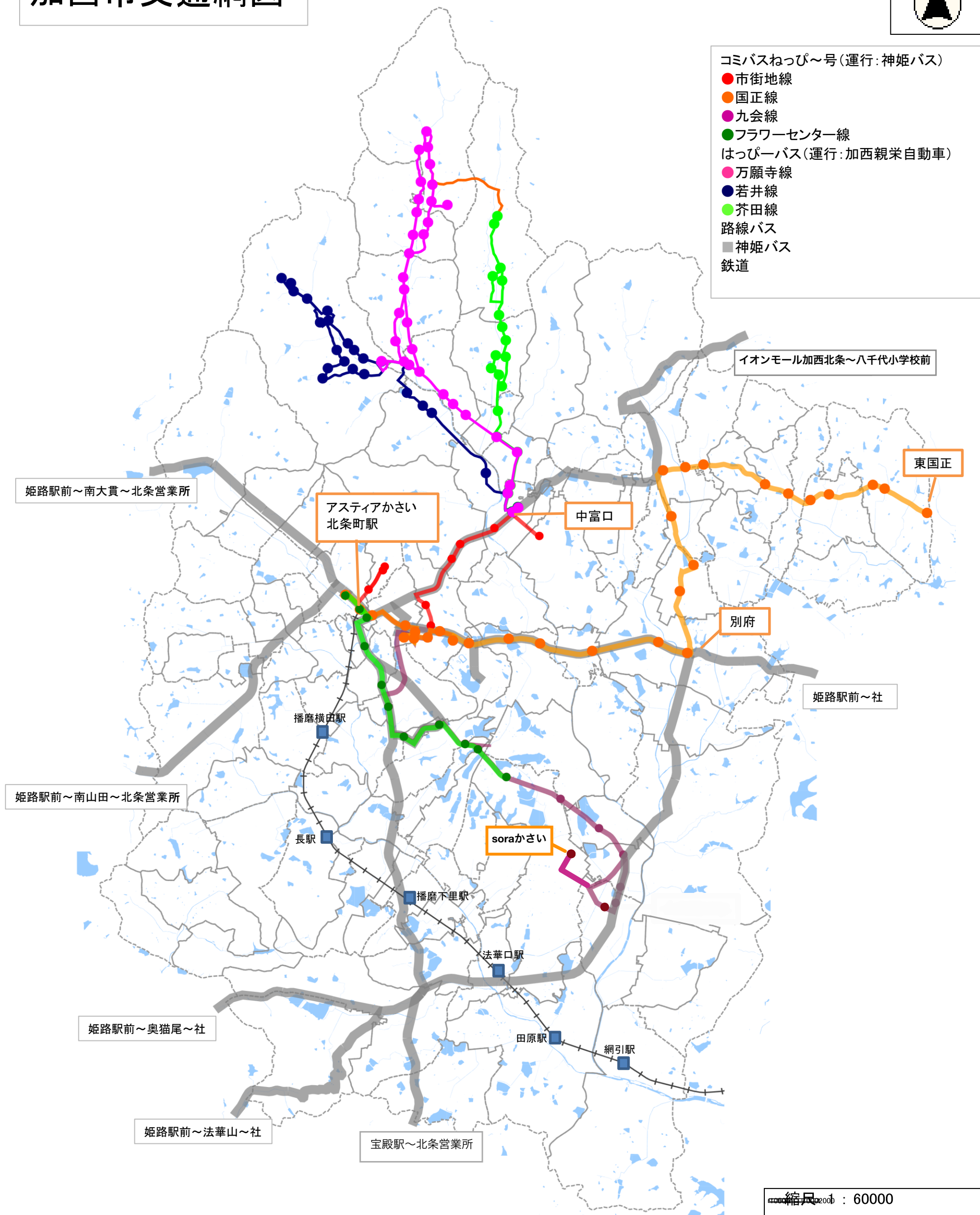
指 定 書

令和3年5月20日付け加ふ人第31号をもって申請のあった交通不便地域の地域指定については、申請のとおり指定する。

加西市交通網図



- コミバスねっぴ〜号(運行:神姫バス)
- 市街地線
 - 国正線
 - 九会線
 - フラワーセンター線
- はっぴーバス(運行:加西親栄自動車)
- 万願寺線
 - 若井線
 - 芥田線
- 路線バス
- 神姫バス
- 鉄道



縮尺 1 : 60000

申請番号(1)～(5)
 神姫バス運行系統 イオンモール加西北条～明楽寺～八千代小学校前線と
 「中富口」バス停で接続

路線図

フリー降車

■の区間ではバス停以外
 外の希望の場所で降り
 ることができます。

運賃ご案内

1回 250円 ・小学生は100円
 ・小学生未満は無料

9枚
 セット 回数券もご利用ください
 2,000円 (1回分おトクです)

【販売所】 ● 原始人会交流館 ● 加西親栄自動車
 ● 市役所3階人口増政策課

